

湘南医療大学学則(案)

[平成27年4月1日]

文部科学大臣認可〔令和 年 月 日一部改訂〕

目次

第1章 総則

第1節 目的

第2節 組織

第3節 職員組織

第4節 会議及び委員会

第5節 学年、学期及び休業日

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

第2節 入学

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

第4節 休学、転学、転学科、留学、退学、除籍及び再入学

第5節 卒業及び学士の学位

第6節 賞罰

第7節 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

第8節 入学検定料及び学生納付金

第9節 公開講座及び各種講習会

第3章 補則

附則

第1章 総 則

第1節 目的

(目的)

第1条 湘南医療大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価等)

第2条 本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとする。

3 自己点検及び評価並びに第三者による評価に関し、必要な事項は別に定める。

(情報の公表)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知することが可能な方法によって積極的に情報を公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

第2節 組織

(学部)

第5条 本学に、保健医療学部及び薬学部を置く。

2 保健医療学部は、生命の尊厳を基に、科学的及び文化的専門知識・技術を身につけ、保健・医療・福祉・教育を総合的な視野で捉えられる看護師・保健師および理学療法士・作業療法士を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成することを目的とする。

3 薬学部は、医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を身につけ、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成することを目的とする。

4 学部に置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科		80名	10名	340名
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40名		160名
		作業療法学専攻	40名		160名
薬学部	医療薬学科		130名		780名
合計			290名	10名	1,440名

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(附属施設)

第7条 本学に、次の附属施設を置く。

看護実践教育センター

湘南医療大学臨床医学研究所

湘南医療大学薬学部附属薬草園

2 附属施設については、別に定める。

(事務部)

第8条 本学に、事務部を置く。

2 事務部に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第9条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

3 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員を置くことができる。

4 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第10条 学部に学部長、学部に複数の学科がある場合には、学科長を置く。

2 学科の各専攻に、専攻長を置く。

3 学部に副学部長、学科に副学科長を置くことができる。

4 図書館に、図書館長を置く。

5 事務部に、事務部長を置く。

第4節 会議及び委員会

(運営管理会議)

第11条 本学の学部の運営管理に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に学部運営管理会議を置く。

2 学部運営管理会議に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学の教育・研究に関する重要事項を審議するため、学部毎に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員会)

第13条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要に応じ前項の授業の開始終了時期について変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春期休業日
- (5) 夏期休業日
- (6) 冬期休業日

2 学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第17条 保健医療学部の修業年限は、4年とする。ただし、第24条の規定により編入学した学生の修業年限は、2年とする。

2 薬学部の修業年限は、6年とする。

(在学年限)

第18条 学生は、保健医療学部においては8年を超えて在学することができない。ただし、第24条の規定により編入学した学生は、4年を超えて在学することができない。

2 薬学部においては、12年を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第20条 各学科第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外

教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第21条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び所定の書類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

（入学者の選考）

第22条 入学者の選考は、学力試験その他の方法による。

- 2 入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第23条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

（編入学）

第24条 次の各号の一に該当する者で、保健医療学部看護学科への入学を志願するものがあるときは、選考のうえ第3年次に入学を許可する。

- (1) 短期大学の看護系学科（3年課程）を卒業した者で、看護師免許を有するもの
- (2) 専修学校の専門課程を卒業した者で、看護師免許を有するもの

- 2 前項の規定に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は別に定める。

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

（教育課程）

第25条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。

（授業科目の区分）

第26条 授業科目を分けて、総合教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 保健医療学部は、専門教育科目を専門基礎科目及び専門科目に分けるものとする。
- 3 薬学部は、専門教育科目を基礎科目及び専門科目に分けるものとする。

（授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数）

第27条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は別表1のとおりとする。

（授業の方法）

第28条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第29条 授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2つ以上の方法を併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって1単位とする

2 前項の規定に関わらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学習等に考慮して単位数を定めることができる。

3 単位数は、学科ごとに別に定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第30条 授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第31条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数)

第32条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。

(履修方法)

第33条 保健医療学部生は、4年以上、薬学部生は、本学に6年以上本学に在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規程により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、転学、転学科、留学、退学、除籍及び再入学

（休学）

第37条 病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第38条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第18条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第39条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、教授会の意見を聴いて学長の許可を受けなければならない。

（転学科）

第40条 本学内において、他の学科への転学科を志願する者があるときは、教授会において選考のうえ学長が転学科を許可することがある。

2 転学科の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取扱は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

（留学）

第41条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、教授会の意見を聴いて学長の許可を得、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条に定める修業年限に含めることができる。

3 留学に関する事項は別に定める。

（退学）

第42条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の意見を聴いて学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の意見を聴いて除籍する。

- (1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第18条に定める在学年限を超えた者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 第38条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (5) 死亡した者

第5節 卒業及び学士の学位

(再入学)

第44条 次の各号の一に該当する者で再入学を志願する者は、本学の教育に支障のない場合限り、学長は教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 第42条の規定により退学した者
- (2) 第43条第(1)号及び第(4)号の規定により除籍された者

2 前項により入学を許可された者の、既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(卒業)

第45条 保健医療学部に4年以上、薬学部に6年以上在学し、第27条の規定により別に定める単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第46条 学長は、前条により卒業を認定された者に対し、以下の学位を授与する。

学部	学科	学位(専攻分野)
保健医療学部	看護学科	学士(看護学)
	リハビリテーション学科	学士(理学療法学)
		学士(作業療法学)
薬学部	医療薬学科	学士(薬学)

第6節 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて学長が表彰することができる。

(懲戒)

第48条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学業劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

第7節 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(聴講生)

第49条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生については別に定める。

(科目等履修生)

第50条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生については別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生については別に定める。

第8節 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第52条 入学検定料及び学生納付金については別に定める。

(聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第53条 聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については別に定める。

(納付した授業料等)

第54条 納付した入学検定料及び学生納付金は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

第9節 公開講座及び各種講習会

(公開講座及び各種講習会)

第55条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

第3章 補 則

(雑則)

第56条 この学則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(改廃)

第57条 この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第5条第3項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成30年度までは、それぞれ以下のとおりとする。

学部	学科	専攻	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
保健 医療 学部	看護学科	—	80名	160名	250名	340名
	リハビリテーション 学科	理学療法学専攻	40名	80名	120名	160名
作業療法学専攻		40名	80名	120名	160名	
	合 計		160名	320名	490名	660名

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、保健医療学部看護学科の別表1については、平成31年4月入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、文部科学大臣認可（令和 年 月 日）から施行する。

湘南医療大学 薬学部教授会規程（案）

文部科学大臣認可の日〔令和 年 月 日〕

（趣旨）

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）学則第12条第2項に基づき、本学の薬学部を設置する教授会に関し必要な事項を定める。

（教授会の職務）

第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- （1） 入学（編入学、転入学、再入学を含む。）、進級、卒業、転学、転学科、退学、休学及び留學等学生の身分に関する事項
- （2） 入学試験に関する事項
- （3） 教育課程の編成における薬学部の方針の策定、検証、評価に関する事項
- （4） 学生の試験、単位認定及び評価に関する事項
- （5） 卒業及び進級の課程の修了に関する事項
- （6） 学生の表彰及び賞罰に関する事項
- （7） 教学及び学生指導に関する事項
- （8） 学生の厚生補導に関する事項
- （9） その他、薬学部の教育研究に関する学長の諮問事項

（教授会の構成）

第3条 教授会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する

- （1） 学長
- （2） 副学長
- （3） 学部長及び薬学部の専任教授
- （4） 学部長及び学科長等の意見を聞いて学長が指名した者

（議長）

第4条 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 教授会は、議長が招集する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

（会議）

第5条 教授会は、各学科構成員のそれぞれ過半数の出席により成立する。

- 2 教授会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 教授会は原則として月1回開催する。
- 4 議長が必要と認めるときは、臨時の教授会を招集することができる。
- 5 議長が必要と認めるときは、構成員以外を会議に参加させることができる。

（事務処理）

第6条 教授会の事務は、事務部が取り扱う。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、学部運営管理会議にて行う。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、文部科学大臣認可の日（令和 年 月 日）から施行する。